平成２２年（フ）第２６４２号
名古屋市千種区汁谷町130番地
債務者　濱野あゆみ
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８７７号
名古屋市東区大幸南２丁目２番４－304号　サンハイツ鍋屋上野
債務者　浅井　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９３８号
名古屋市守山区茶臼前５番３号　ドエル喜多山101号
債務者　植村溜美子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０５３号
愛知県春日井市前並町２丁目４番地９　サンマックス203号
債務者　西尾久美子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１３号
京都市下京区西洞院六条西入ル西側町497　プログレスタマヤ205、住民票上の住所京都市東山区泉涌寺東林町41番地８　泉涌寺アビタシオン101号
債務者　尾上　理惠
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３６号
京都府長岡京市東神足１丁目２番３号
債務者　松島こと　李　　善行
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６６号
京都市山科区大宅甲ノ辻町90番地
債務者　秋山　仁美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７３４号
京都市右京区西院春日町25番地
債務者　文元こと　文　　昌彦
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４８号
京都市山科区厨子奥尾上町14番地の115
債務者　西村ますみ
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６７号
京都市南区上鳥羽南鉾立町27番地
債務者　柳原　洋一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７９号
京都市西京区下津林芝ノ宮町31番地　第13洛西ハイツ205号室
債務者　松浦　祐一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８１号
京都府八幡市男山松里４番地33
債務者　橋口　涼子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９６号
京都府向日市寺戸町古城13番地の10
債務者　橋本　浩子（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０８号
京都市西京区上桂今井町102番地　ケイーシティ桂川Ⅲ番館306号
債務者　小西　　勉
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０９号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地14棟507号
債務者　井上　英和
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
岡山県倉敷市四十瀬480番地11
債務者　土井惠利子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係